

改正

令和元年11月29日告示第46号

令和2年3月18日告示第45号

令和5年3月28日告示第72号

会津美里町住宅取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町外からの移住定住を促進し、地域活性化を図ることを目的とし、町内に転入して自ら居住する住宅を取得する者に対し、予算の範囲内で会津美里町住宅取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、会津美里町補助金等の交付等に関する規則（平成17年会津美里町規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 自己の居住の用に供する家屋で、玄関、居室、便所及び台所を備える住宅をいう。併用住宅の場合は、居住の用に供する部分の延べ床面積が建物全体の延べ床面積の2分の1以上あるものをいう。

(2) 取得 自己の居住の用に供する新築住宅又は中古住宅を取得し、不動産登記法（平成16年法律第123号）第3条第1項の所有権保存登記を完了したものをいう。

(3) 中古住宅 会津美里町空き家・空き地バンク実施要綱（平成29年会津美里町告示第41号）の会津美里町空き家・空き地バンク登録台帳（様式第3号）に登録されている居住の用に供する住宅をいう。

(4) 移住 町外から町内へ住民票を異動し、居住することをいう。

(5) 基準日 住宅の取得に係る契約締結日をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当す

る者とする。

- (1) 平成30年4月1日以降に住宅の取得に係る契約を締結し、移住すること。
- (2) 基準日の前日から起算して前1年間において本町に住民登録がないこと。
- (3) 補助対象住宅の所有者であること。
- (4) 事業完了日の属する年度の翌年度から3年間以上継続して、補助対象住宅に定住すること。
- (5) 補助対象者及び同一世帯の者全員が、町税等を滞納していない者。
- (6) 補助対象者及び同一世帯の者全員が、会津美里町暴力団排除条例（平成24年会津美里町条例第11号）に規定する暴力団員等でない者。

（補助対象経費等）

第4条 この補助金の交付の対象となる経費は、住宅の取得に要した経費とし、次の経費を除いたものとする。

- (1) 土地取得費
- (2) 外構工事等に要する経費
- (3) 併用住宅における住宅部分以外に係る経費
- (4) 国又は地方公共団体が行う他の補助金等を活用する場合の当該対象経費

（補助金の額）

第5条 この補助金に係る補助基本額、加算額は別表第1に掲げるとおりとする。

2 前項に規定する補助金のほか、県外からの転入者で、「来て ふくしま 住宅取得支援事業実施要綱」（平成29年8月21日付け29建第1058号福島県土木部長通知）に定める要件を満たす場合には加算するものとし、この補助基本額、加算額は別表第2に掲げるとおりとする。

3 この補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とする。なお、補助基本額が補助対象経費の2分の1に達する場合には加算は行わないものとする。

4 この補助金の交付は、同一補助対象者につき1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第6条 規則第4条第1項の規定による申請書は、会津美里町住宅取得支援事業補助金交

付申請書（様式第1号）によるものとし、基準日から起算して12箇月以内に町長に提出しなければならない。

2 規則第4条第2項の規定にかかわらず、申請書に添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 売買契約書の写し又は工事請負契約書の写し
- (2) 居住部分の床面積が確認できる図面（平面図等）
- (3) 定住誓約書（様式第2号）
- (4) 代表者選任届（共有名義の場合のみ）（様式第3号）
- (5) 移住前の世帯全員の住民票の写し
- (6) 世帯全員の戸籍の附票の写し
- (7) 市町村が発行する世帯全員の納税証明書
- (8) 採用内定通知書の写し（就業要件加算を適用する場合のみ）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合には、速やかにその内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、会津美里町住宅取得支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（変更の承認）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、規則第6条第1項の規定に基づき変更の承認を受けようとする場合は、会津美里町住宅取得支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更とは、補助対象経費の100分の20以内の変更をすることとする。

（申請を取り下げることができる期日）

第9条 規則第9条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過する日までとする。

（実績報告）

第10条 規則第14条の規定による実績報告は、会津美里町住宅取得支援事業補助金実績報

告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、移住し住宅を取得した日から起算して3箇月を経過する日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行うものとする。

- (1) 移住後の世帯全員分の住民票の写し
- (2) 補助対象住宅の登記事項証明書の写し
- (3) 補助対象住宅の写真
- (4) 取得に要した費用に係る領収書の写し
- (5) 在職証明書及び雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）の写し（就業要件加算を適用する場合）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を実施し、適当と認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、会津美里町住宅取得支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により、当該補助対象者にその旨を通知するものとする。

（繰越承認申請）

第12条 交付決定者は、会津美里町住宅取得支援事業が年度内に完了しがたいと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、会津美里町住宅取得支援事業繰越承認申請書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取り消し）

第13条 町長は、第7条の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、会津美里町住宅取得支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により当該決定を受けたとき。
- (2) 事業完了日の属する年度の翌年度から起算して3年以内に補助対象住宅から転居したとき。

(3) この要綱又は交付決定の際に付した条件に違反したとき。

(4) その他町長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定は第10条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、規則第19条の規定により返還を命ずるときは、会津美里町住宅取得支援事業補助金返還命令書(様式第10号)により当該補助金の交付決定者に通知するものとする。

(書類の整備等)

第15条 この補助金の交付を受けた者は、当該補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該補助事業等に係る収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定がなされた会津美里町住宅取得支援事業補助金については、同日後もその効力を有する。

附 則 (令和元年11月29日告示第46号)

1 この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の適用の際、現にあるこの要綱の改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の適用の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り

繕って使用することができる。

附 則（令和2年3月18日告示第45号）

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則（令和5年3月28日告示第72号）

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助基本額	加算額		
	年齢要件加算額	就業要件加算額	地域産業活性化要件加算額
町外からの転入者 70万円（上限）	基準日現在において 40歳未満である者（夫婦の場合は、いずれかが満40歳未満であること） 10万円	世帯内の者が町内事業所に従事する場合（雇用保険の加入対象となる労働契約が条件） 10万円	町内建築事業者が施工した住宅 10万円

別表第2（第5条関係）

補助基本額	加算額		
	年齢要件加算額	就業要件加算額	地域産業活性化要件加算額
県外からの転入者 70万円（上限）	基準日現在において 40歳未満である者（夫婦の場合は、いずれかが満40歳未満であること） 10万円	世帯内の者が町内事業所に従事する場合（雇用保険の加入対象となる労働契約が条件） 10万円	町内建築事業者が施工した住宅 10万円

様式第1号(第6条関係)

会津美里町住宅取得支援事業補助金交付申請書

年

会津美里町長

申請者 住 所

氏 名

連絡先

会津美里町住宅取得支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定類を添えて下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額				円
住宅の所在地	会津美里町			
住宅の区分	1 新築住宅	2 中古住宅		
住宅の状況	1 単独名義	2 共有名義(
	住宅取得費			円
	床面積			平方メートル
基準日(契約締結日)	年	月	日	
住宅取得予定年月日	年	月	日(予定)	

※添付書類

(1) 売買契約書の写し又は工事請負契約書の写し

定住誓約書

会津美里町住宅取得支援事業補助金の交付申請にあたり、私及び非
が会津美里町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない者であり、
取得支援事業補助金交付要綱を遵守し定住することを誓約いたしま

なお、会津美里町住宅取得支援事業補助金交付要綱第13条の規定
返還を命じられた場合には、会津美里町長の指示する金額を返還し

年 月 日

会津美里町長

申請者 住 所

代表者選任届

4

会津美里町長

代 表 者	住 所	
	氏 名	

このことについて、上記の者を代表者として選任し、会津美里町
補助金に係る一切の手続きを委任します。

共 有 者 (代表者含む全員)	住 所	
	氏 名	
	住 所	
	氏 名	
	住 所	

様

会津

会津美里町住宅取得支援事業補助金交付決定通知

年 月 日付けで申請のあった会津美里町住宅取得については、下記のとおり決定しましたので、会津美里町住宅取得交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付条件等

(1) 事業を中止し、又は事業の内容を変更する場合は、直ちに

様式第5号(第8条関係)

会津美里町住宅取得支援事業変更(中止・廃止)承認書

年

会津美里町長

申請者 住 所

氏 名

連絡先

下記により会津美里町住宅取得支援事業の計画を変更(中止・廃止)し、
会津美里町住宅取得支援事業補助金交付要綱第8条の規定により申

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号

様式第6号(第10条関係)

会津美里町住宅取得支援事業補助金実績報告書

4

会津美里町長

申請者 住 所

氏 名

連絡先

年 月 日付け会津美里町指令 第 号で交
会津美里町住宅取得支援事業補助金について、事業を実施したので
取得支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、その実績を報告

記

1 交付決定額 円

2 事業完了年月日 年 月 日

※添付書類

(1) 移住後の世帯全員分の住民票の写し

様

会津

会津美里町住宅取得支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった会津美里町住宅
補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、会津美
里町住宅取得支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

会津美里町住宅取得支援事業補助金繰越承認申請

年

会津美里町長

申請者 住 所

氏 名

連絡先

年 月 日付け会津美里町指令 第 号で交
会津美里町住宅取得支援事業補助金については、下記理由により年
ことが困難になりましたので、会津美里町住宅取得支援事業補助金
の規定により繰越の承認を申請します。

記

1 交付決定額

円

様

会津

会津美里町住宅取得支援事業補助金交付決定取消通知

年 月 日付け会津美里町指令第 号で交付決定
住宅取得支援事業補助金については、下記のとおり取り消すことに決
会津美里町住宅取得支援事業補助金交付要綱第13条第1項の規定に

記

取り消した理由

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知
ら起算して3箇月以内に、会津美里町長(以下、「町長」という。)に
をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があっ
日の翌日から起算して6箇月以内に、会津美里町(町長が被告の
す。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができま

様式第10号(第14条関係)

会

様

会津

会津美里町住宅取得支援事業補助金返還命令書

会津美里町住宅取得支援事業補助金交付要綱第14条の規定により補助金の返還を命ずる。

記

1 返還請求額

円

2 返還理由

3 返還期限

年 月 日まで

4 返還方法

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知ら起算して3箇月以内に、会津美里町長(以下、「町長」という。)を訴えることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があった日の翌日から起算して6箇月以内に、会津美里町(町長が被告です。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。